

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設）・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	17
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）
要望項目名	新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置
要望内容（概要）	新たな都市農業振興制度の構築に併せて、都市農業振興上の位置付けが与えられた市街化区域内農地（生産緑地を除く。）について、継続的な活用が担保されることを前提に、固定資産税を軽減する措置を創設する。
関係条文	—
減収見込額	[初年度] 精査中 ( — ) [平年度] 精査中 ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 都市農地を保全し、意欲ある都市農業者等による農地の活用を促進することにより、都市農業の多様な機能の発揮を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成27年4月に施行された都市農業振興基本法（以下「基本法」という。）では、「国は、（中略）都市農業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」（基本法第4条）とされ、また、「政府は、都市農業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。」（基本法第8条）とされている。</p> <p>また、基本法第9条に基づき政府が策定した「都市農業振興基本計画」（平成28年5月13日閣議決定）では、「都市農業の多様な機能の発揮」を中心的な政策課題に据え、都市農業の新たな施策の方向性として、(1) 新規就農者、食品関連事業者、農業や食品関連以外の事業者等の都市農業の多様な主体の確保、(2) 都市農業の用に供する土地の確保、(3) 農業振興施策の本格展開、の3つを掲げている。</p> <p>具体的には、同基本計画では、今後、都市農地を保全し、都市農業の振興を図っていくためには、「農地の貸借等を促進するための制度的な措置を講ずる必要がある。」と明記するとともに、「農地所有者以外の者による耕作を含めた営農に関する計画を地方公共団体が評価する仕組みを検討する。あわせて、農地としての保全が図られるために必要な土地利用規制を検討する。」としている。</p> <p>安定的かつ確実に都市農業を継続するためには、都市農地を保全し、農地の適切な利用による多様な機能の発揮を図る必要があることから、新たな都市農業振興制度の構築に併せて、必要な税制上の措置を講じる必要がある。</p>
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 3. 農村の振興</p> <p>《政策分野》 ⑩多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等</p>				
	政策の達成目標	—				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>—</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—	同上の期間中の達成目標	—	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—				
同上の期間中の達成目標	—					
政策目標の達成状況	—					
有効性	要望の措置の適用見込み	—				
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	都市農地の保全のための措置の充実に伴う所要の措置（国税）（地方税）（国土交通省）				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				
	要望の措置の妥当性	—				

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—